

(趣旨)

第1条 この要綱は、高萩・北茨城広域事務組合が発注する建設工事の良質な工事及び業務の確保を図るとともに、その契約について、より一層の公正性、透明性及び競争性の向上に資するため、一般競争入札の実施に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）並びに高萩・北茨城広域事務組合財務規則（令和元年高萩・北茨城広域事務組合規則第14号）第2条第1項の規定により準用する北茨城市財務規則（平成元年北茨城市規則第10号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札の対象工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち、設計金額が3,000万円以上の建設工事とする。ただし、高萩・北茨城広域事務組合建設工事請負業者選考規程（令和元年高萩・北茨城広域事務組合訓令第11号）第3条に規定する選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、一般競争入札の方法以外の入札方法によることが適当であると認めるものについては、この限りでない。

(入札参加資格等)

第3条 地方自治法第292条で準用する地方自治法施行令第167条の5の2の規定により、管理者が定めることができる入札の参加資格は、次のとおりとする。

- (1) 本社並びに支店及び営業所の所在地に関すること。
- (2) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査における客観的事項に関すること。
- (3) 当該入札に係る建設工事と同種の施工実績に関すること。
- (4) 建設業法第19条の2第1項に規定する現場代理人及び同法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者の配置に関すること。
- (5) 茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領、高萩市建設工事請負業者指名停止等措置要領（平成8年高萩市告示第10号）及び北茨城市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成10年北茨城市告示第1号）の規定による指名停止（第9条において「指名停止」という。）に関すること。

2 管理者は、前項に定めるもののほか、必要と認めた場合は、入札参加資格を別に定めることができる。

3 選考委員会は、前2項の規定により管理者が入札参加資格を定めた場合は、その内容を審議するものとする。

(入札の公告)

第4条 管理者は、財務規則第121条第1項の規定により入札の公告をしたときは、その写しを環境総務課に掲示するものとする。

(設計図書の閲覧及び貸与)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、あらかじめ設計図書の閲覧又は貸与を受けなければならない。この場合、参加希望者は、身分を証するものを提示しなければならない。

2 設計図書の閲覧又は貸与に供する期間は、公告の日から入札の前日までとする。

3 前項の閲覧は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前9時から午後5時までとし、貸与は、原則として1回を限度として、公告において指定された日時までに返却しなければならない。

4 参加希望者は、設計図書に対する質問を書面により行うことができる。

(入札参加資格の申請)

第6条 参加希望者は、一般競争参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を管理者に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

2 参加希望者は、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、管理者が必要でないと認めたときは、この限りでない。

(1) 建設業法第27条の27の規定による経営規模等評価の結果に係る通知の写し

(2) 建設業法第27条の29第1項の規定による総合評定値に係る通知の写し

(3) 現場代理人及び主任（監理）技術者配置予定調書（様式第2号）

(4) 施工実績調書（様式第3号）

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

3 申請書の受付は、環境総務課で行うものとする。

(入札参加資格者の審査及び選定)

第7条 管理者は、申請書及び前条第2項の書類を受理したときは、選考委員会においてその内容を審査させるものとする。

2 前項の審査（以下「資格審査」という。）は、申請書の提出期限日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）に行うものとする。

3 選考委員会は、資格審査のうえ、入札参加資格の適否を判定する。

(資格審査結果の通知等)

第8条 管理者は、資格審査の結果を参加希望者に一般競争入札参加資格確認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 前項の規定により、一般競争入札参加資格がないと確認された者（以下「無資格者」という。）は、その理由について書面により、管理者に説明を求めることができる。

3 無資格者は、前項の規定により管理者に説明を求めることができる期間は、通知を受

けた日の翌日から起算して7日以内（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）とする。

4 管理者は、第2項の規定により説明を求められたときは、無資格者に対し、参加資格がないと認めた理由について書面により回答するものとする。

（入札参加資格の取消し）

第9条 管理者は、前条第1項の規定により当該入札参加資格を有すると認定された者（以下「有資格者」という。）が、次の各号のいずれかに該当したときは、一般競争入札参加資格を取り消すものとする。

（1） 指名停止の措置を受けたとき。

（2） 申請書及び添付書類において、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったことが判明したとき。

（3） 有資格者が不正の利益を図る目的をもって連合するなど、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ったとき。

（4） 一般競争入札に参加させることが著しく不相当と認められるとき。

2 管理者は、前項の規定により入札参加資格を取り消したときは、当該取消しをされた者に対して、その旨を通知するものとする。

（入札の参加）

第10条 有資格者は、入札に参加する際、第8条第1項に規定する一般競争入札参加資格確認通知書を提示し、確認を受けなければならない。

（入札結果の公表）

第11条 入札結果については、環境総務課において閲覧により公表するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。